

## 目標

- いじめは、人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる優しい気持ちを育てる。
- すべての児童が、いじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、すべての教職員が、いじめ防止及び解消に向けて組織的に取り組む。

## 組織

## &lt;いじめ（不登校）対策委員会&gt;

校長 教頭 生活指導主任 生活指導副任  
教務主任 養護教諭 保健主事 (SC 警察 OB)  
※関係学年主任 当該児童学級担任

## &lt;状況に応じて&gt;

地区警察 医療機関 児童相談所  
中学校区対策協議会 等

## &lt;いじめの未然防止&gt;

## ① 自己肯定感を高める指導

- ・「学級力」の取組による、PDCA サイクル。
- ・「認め合う友だち関係」を育てる学習指導・学級活動。
- ・社会体験、交流体験を通し、所属意識・自己有用感を育てる。

## ② わかる授業づくり

- ・「かかわり」を大切にした授業づくりを行う。
- ・全ての児童が参加でき、学習場面で活躍できるよう日々授業改善を図る。

## ③ 「学びのやくそく」の徹底

- ・日々の学習において、「学びのやくそく」を守らせ、落ち着いた雰囲気の中で授業を行う。

## ④ 居場所づくり・絆づくり

- ・存在感や充実感を感じられる居場所づくりを教職員が進んで提供する。
- ・共同的な活動を通して相互に絆を感じとれるような取組を積極的に働きかける。

すごいね！ ありがとう！ うれしいな！…

## ⑤ 道徳教育

- ・「温かい言葉」で友達とかかわるような、道徳教育。
- ・道徳の時間等において、実態に応じ、いじめについての学習を計画的に行う。
- ・外部指導者による学習会を行う。

五

つ

五

つ

戦

略

戦

略

## &lt;いじめの解消&gt;

## ⇒ 指導の過程を資料に残す

## ① 初期対応

- ・情報を関係者へ報告。 ⇒校内いじめミーティング
- ・迅速に！ 教育委員会
- ・事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導、関係保護者への支援・助言を行う。

報告

指導・支援

## ② いじめ不登校対策委員会での協議

- ・いじめの内容、発見の過程把握、正確な情報の整理を行う。※校長、教頭からの指導。
- ・今後の組織的な対応、具体的な手立て、役割分担の確認。

## ③ 解消に向けての対応

- ・校長、教頭の指導のもと、対策委員会を中心にさらなる実態把握と解決に向けた組織的な取組。

## ④ 関係機関とのかかわり

- ・「日々の連携（相談）」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識した円滑な連携を図る。

## ⑤ 再発防止に向けた教育活動

- ・事例をもとにした研修と取組に対する評価。

## &lt;重大ないじめ発生の場合&gt;

- ◇児童が自殺を企てた。
- ◇身体に重大な障害を負った。
- ◇金品等に重大な被害を被った。
- ◇児童が相当の期間、学校を欠席している。
- ◇精神性の疾患を発症した。
- ・いじめを受けた児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。
- ・当該児童保護者の心情を察し、適切な対応・支援を行う。

## 報 告

「いじめの実態調査」 年2回（新潟市教育委員会）

## 関係資料

「いじめ見逃し ゼロ」（新潟市教育委員会 リーフレット）

「いじめの起きない学校づくりのために ～いじめ防止学習プログラム～」前編・後編

「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」（新潟市教育委員会 リーフレット）

「生徒指導の役割連携の推進に向けて」（小学校編）

「いじめのない学校づくり」、「いじめと向き合う」（生徒指導・推進研究センター リーフレット）

「いじめに関する研修ツール」「いじめに備える基礎知識」（国立教育研究所 リーフレット）

